

令和7年度 軽自動車税(種別割)のお知らせ

◆軽自動車税(種別割)は、毎年度4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合でも、本年度は課税されます。また、月割り還付の制度はありません。

◎原動機付自転車・二輪車等の税率(年額)

車種区分		税率	車種区分		税率
原動機付自転車	排気量 50cc以下 ※	2,000 円	軽二輪	排気量 125cc超 250cc以下	3,600 円
	特定小型原動機付自転車	2,000 円	二輪の小型自動車	排気量 250cc超	6,000 円
	排気量 90cc以下	2,000 円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	排気量 125cc以下	2,400 円		その他	5,900 円
	ミニカー	3,700 円		※総排気量が 125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下のものを含む	

◎軽四輪車等の税率(年額)

◆自動車検査証に記載されている『初度検査年月』に応じた税率が適用されます

※初度検査年月とは、自動車検査証に記載されている最初に車両番号の指定を受けた年月のことです

車種区分			①旧税率	②標準税率(新税率)	③グリーン化特例(軽課)の税率			④重課税率
					電気軽自動車・天然ガス軽自動車(H21年排出ガス基準10%低減又はH30年排出ガス基準適合)	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度基準達成車(★)	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度基準達成車(★)	
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	—	—	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	—	—	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	—	—	4,500 円
三輪	—	—	3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円(乗用営業用のみ)	3,000 円(乗用営業用のみ)	4,600 円

①旧税率

『初度検査年月』が平成24年4月から平成27年3月以前の車両
重課税該当年度まで据え置きます

(★) 排出ガス性能の要件については裏面参照

初度検査年月は自動車検査証のこの欄をご覧ください

②標準税率(新税率)

『初度検査年月』が平成27年4月以降の車両

③グリーン化特例(軽課)の税率

『初度検査年月』が令和6年4月から令和7年3月までのもので、一定の環境性能を有する車両

④重課税率

平成24年3月以前の車両(『初度検査年月』から13年を経過した車両。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ハイブリッド軽自動車、被けん引車等は対象外です)

自動車検査証		平成××年×月×日		軽自動車検査協会	
車両番号	交付年月日	初度検査年月	車種の種別	用途	車体の形状
沼津 580 ん 1000	平成 26年4月29日	平成 16年-月	軽自動車	乗用 自家用	箱型
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ 幅 高さ
AB12C-3456789	4人	kg	970kg	1130kg	339cm 147cm 164cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	前軸重	後軸重
×××	DEF-AB12C	G3H	ガソリン	0.65L	550kg 360kg
使用者	氏名又は名称	住所	使用の本拠の位置	型式指定番号	類別区分番号
	沼津 太郎	静岡県沼津市御幸町16番1号	使用者住所に同じ	10123	4050
所有者	氏名又は名称	住所	有効期間の満了する日		
	使用者に同じ	使用者住所に同じ	平成28年4月25日		

環境性能は自動車検査証の備考欄に記載されます

(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の備考欄をご覧ください)

◆③グリーン化特例（軽課）とは

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、下記の環境性能を有する車両は、**令和7年度分に限り**軽課税率が適用されます。

※令和6年度に軽減を受けた車両は、令和7年度の軽減はありません

対象車・要件等		軽課割合
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）		概ね75%軽減
ガソリン車、ハイブリッド車で、平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度基準達成車	概ね50%軽減（乗用営業用のみ）
	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度基準達成車	概ね25%軽減（乗用営業用のみ）

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています ※標準税率（新税率）に対する軽減率です

◆三輪及び四輪以上の軽自動車の税率区分早見表

初度検査年月	課税年度(令和)													
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
平成24年3月以前	①旧税率													
平成24年4月～平成25年3月														
平成25年4月～平成26年3月														
平成26年4月～平成27年3月														
平成27年4月～平成28年3月														
平成28年4月～平成29年3月														
平成29年4月～平成30年3月														
平成30年4月～平成31年3月														
平成31年4月～令和2年3月														
令和2年4月～令和3年3月														
令和3年4月～令和4年3月														
令和4年4月～令和5年3月														
令和5年4月～令和6年3月														
令和6年4月～令和7年3月														

◆よくある質問

- Q1** すでに廃車したはずなのに納税通知書が届いたのですが？
A1 毎年4月1日に所有されている方に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更をされた場合、その年度の税金はあなたにかかります。
- Q2** 税率が以前より高くなりました。なぜですか？
A2 三輪及び四輪以上の軽自動車については、上記の表のとおり、初度検査年月に応じて税率が決まります。初度検査年月から13年を経過すると、経年重課となり税率が高くなります。一例としては、四輪の乗用自家用車の場合、昨年度は7,200円であっても、今年度は12,900円となる場合があります。
- Q3** 年度の途中で廃車した場合、月割り還付はありますか？
A3 軽自動車税（種別割）は年額です。月割り課税ではないため、月割りの還付はありません。
- Q4** PayPay等で支払うと車検用納税証明書は郵送されますか？
A4 キャッシュレス決済を利用して納付された場合、車検用納税証明書は郵送されません。車検でお急ぎのときは、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

◆令和5年1月から車検時の車検用納税証明書の提示が原則不要になりました。

軽自動車検査協会で、納税情報が電子的に確認できる「軽JNKS」が令和5年1月からスタートし、車検時の納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし、以下の場合は従来どおり「紙の納税証明書」が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- ・納付直後のため、納税情報が登録されていない場合
- ・対象車両に過去未納がある場合
- ・名義変更直後の場合 など

<軽自動車税（種別割）に関する問合せ先>
 沼津市市民税課 法人・諸税係 055-934-4734

<軽JNKSに関する問合せ先>
 沼津市納税管理課 管理係
 055-934-4730